

出國報告

(出國類別：考察)

赴日參訪農作物災害保險體制

服務機關：行政院農業委員會

姓名職稱：陳怡任科長、白秋菊科長

派赴國家：日本

出國期間：2013.6.18~2013.6.22

報告日期：2013.8.30

摘要

日本農業災害補償制度係整合過去的農業保險制度及家畜保險制度，其辦理農作物保險已逾 60 年歷史，期間累積之執行數據及經驗，調整各類作物之保險規範，已達非常精細之程度，惟仍有投保率不高及仰賴政府財政支出之問題。反觀國內，因農業生產成本、單位面積生產量、售價、災損等相關細項資料不足，又國內農民免申報農業收入及所得課稅，參與共同運銷之量及價格不易掌握，難以直接套用日本模式，惟仍可參考其架構及規範原則，試行建立適合我國推行之保險模式。

目次

第一章、目的	1
第二章、過程	1
壹、參訪主要內容與行程	1
貳、參訪日本農林水產省經營局保險課	3
參、參訪埼玉縣農業共濟組合連合會	6
肆、參訪山梨縣農業共濟組合連合會	9
第三章、心得及建議	11

本文

第一章、目的

100年9月29日總統在黃金10年國家願景中揭示，要透過區域平台，倡議天然災害保險機制。又農業發展條例第58條規定，為安定農民收入，穩定農村社會，促進農業資源之充分利用，政府應舉辦農業保險。在農業保險法未制定前，得由中央主管機關訂定辦法，分區、分類、分期試辦農業保險，由區內經營同類業務之全體農民參加，並得委託農民團體辦理。近年來迭有民意代表及農民建言以農作物保險取代農業天然災害救助，以安定農民收入、穩定農村社會。

日本農業災害補償制度是日本政府提供人力及財力支援，對於農業災害所實施之政策性保險制度，使農民從保險中獲得保障。藉參訪日本農作物保險辦理模式、納保之農作物項目、政府負擔經費與比例、運用何種政策誘導農民參加農作物保險、納保農作物品項之評估準則、納保前須掌握之基礎統計資料項目及資料取得來源、農戶對農作物保險制度支持程度、面臨問題與解決方案，可供本會制訂政策參考。

第二章、過程

壹、參訪主要內容與行程

本次考察人員計有4人，包括行政院農業委員會輔導處陳怡任科長、農糧署白秋菊科長，及富邦產物保險股份有限公司李岳樺資深副理、戴忠良資深專案副理，時間自102年6月18日至102年6月22日止，為期5天，出發前先將擬參訪之目的及內容先行傳送至台北經濟文化代表處日譯後，轉至日本農林水產省及相關共濟組合連合會等單位，俾供受訪單位能事先準備資料或簡報，其參訪主要內容及行程如下：

- 一、日本農作物保險辦理模式？目前納保之農作物項目？政府負擔經費項目與比例。

- 二、目前已納保之農作物項目，農民收益情形。
- 三、日本運用何種政策誘導農民參加農作物保險。
- 四、納保農作物品項之評估準則（選擇標準）？納保前需掌握之基礎統計資料項目及資料取得來源。
- 五、日本農戶對農作物保險制度支持程度。
- 六、日本政府對農作物保險制度執行成果滿意度？面臨問題與解決方案。

【農林水産省経営局保険課】

- 一、日本農業災害補償制度の仕組み及び機構
- 二、農業共済事業の種類と対象農作物
- 三、農業共済掛金の国庫負担率及び責任分担
- 四、共済金の仕組み及び支払い状況
- 五、農業共済の加入基準、共済事故（損害評価）の判定基準および共済金の引受け方式
- 六、農業共済事業の推進普及状況及び問題点

【社団法人全国農業共済協会】及び【埼玉県、山梨県農業共済組合連合会】

- 一、日本農業災害補償制度の普及活動および普及状況
- 二、日本農業共済事業についての講習及び研究
- 三、農業災害の防止ならびに軽減のための調査及び研究

行程由駐日代表處經濟組接洽安排，各日參訪行程如下：

日期	時間	行程	備註
6月18日		啟程	
6月19日 (水)	15:00 ~17:00	農林水産省経営局保険課	宿：東京
6月20日 (木)	10:00 ~12:00	社団法人全国農業共済協会 (NOSAI 全国)	宿：東京

		(東京都千代田区一番町 19 番地 5F. 6F) TEL. 03-3263-6411	
	14 : 30 ~16:30	埼玉県農業共済組合連合会 (NOSAI 埼玉)【主にお茶】 (さいたま市大宮区北袋町 1 - 340 農業共済会館) TEL. 048-645-2141	
6 月 21 日 (金)	10 : 00 ~	山梨県農業共済組合連合会 (NOSAI 山梨)【主に果樹】 (山梨県甲府市宝 1-21-20) TEL. 055-228-4711	宿 : 東 京
6 月 22 日		返程	

貳、參訪日本農林水產省經營局保險課

本次考察行程由行政院農業委員會派臺北駐日經濟文化代表處經濟組林榮貴秘書協助接洽安排，及全程陪同與擔任翻譯。6 月 19 日除由林秘書說明整個考察行程及應注意事項外，下午於日本交流協會會議室，由農林水產省經營局保險課課長輔佐市川正先生、企劃員石丸百惠寒小姐說明日本農業災害補償制度。茲就其簡報之資料重點摘要如下：(如附件)

日本農業災害補償制度概述

制度的目的

為穩定農業經營，補償從農者遭受意外損失，資助農業生產力的發展為目的(農業災害補償法第1條)

對象及意外

風災、水災、旱害、寒害、雪害、其他氣象上的原因導致的災害、火災、病蟲害、鳥獸害等。

制度的設計

由保險來填補被害農家的損失，農家預付保費組成共同準備財產，災害發生後，從共同準備財產中的互助金來支付，以農家主動相互救濟為基本的制度。

事業的種類及農作物對象等

農作物互助事業：水稻、陸稻、麥

家畜互助事業：牛、馬、豬

果樹互助事業：溫州蜜柑、夏蜜柑、伊予柑、指定柑橘、蘋果、葡萄、梨、水蜜桃、黃桃、枇杷、柿、栗、梅、李、奇異果、鳳梨

(指定柑橘:八朔、椪柑、臍橙、文旦、桶柑、三宝柑、清見、日向夏、セミノール、不知火、河內晚柑、柚子、春見)

耕地作物互助事業：馬鈴薯、大豆、紅豆、菜豆、甜菜、甘蔗、茶、蕎麥、甜玉米、洋蔥、南瓜、啤酒花、蠶繭

園藝設施互助事業：特定園藝設施(附帶設施、含設施內農作物)

國庫負擔的保費

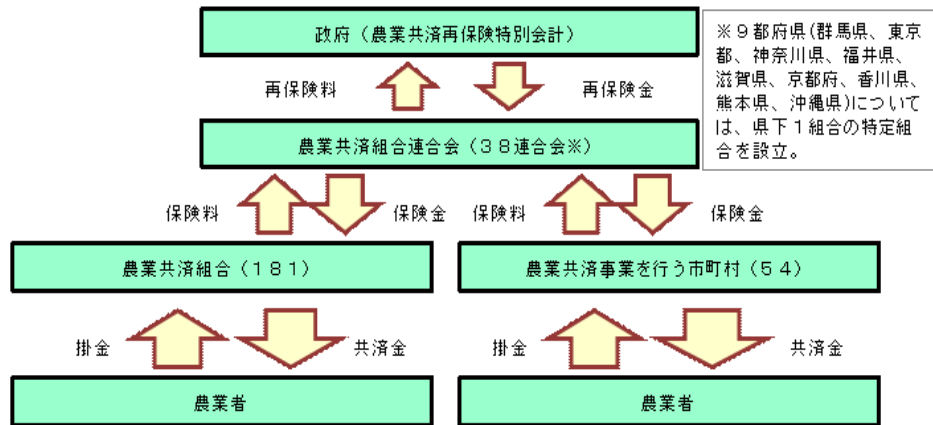
一、農作物的被害率與一般財產損害保險的被害率相比高出許多，保費也高，如果少了政府資助，參加的農家數目有限(水稻的面積被害率平均為8.2%，約為火災起火率0.045%的180倍)

二、保險設計所用的制度是持續的、穩定的營運，應促使更多的農家加入，俾確保有較多的農民共同分擔風險，農家所支付的保費應有一部份由國家來負擔。

國庫負擔的保費率:原則上為50%

國家負擔保費之比例，(麥)為50-55%、家畜(豬)為40%、耕地作物(蠶繭除外)為55%。

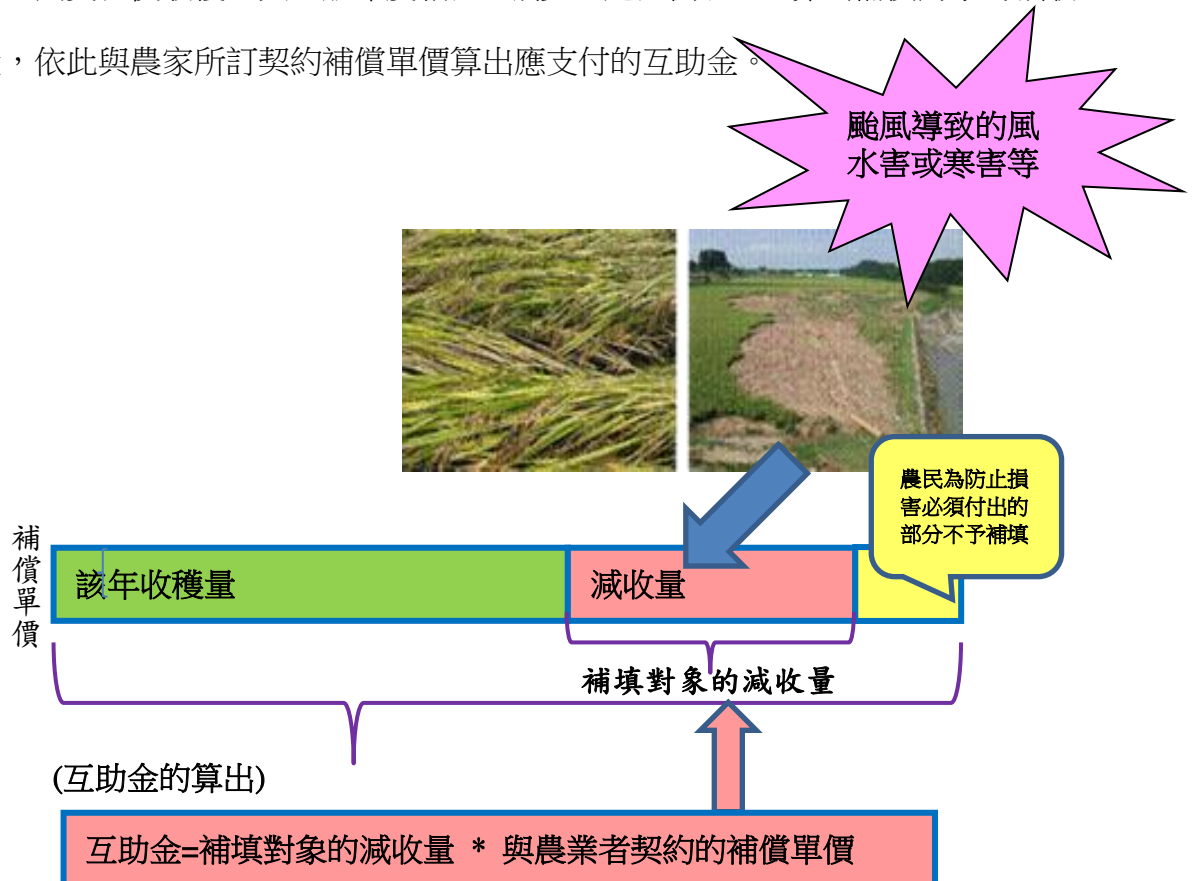
制度的機構



本制度由三個階段營運：(1)農業互助組合(農業互助組合或是施行農業互助組合的市町村)；(2)農業互助組合連合會所屬都道府縣；(3)政府為因應大災害，農業互助組合等有連合會的保險，而且連合會由國家再保險，希望達到全國性的風險分散。

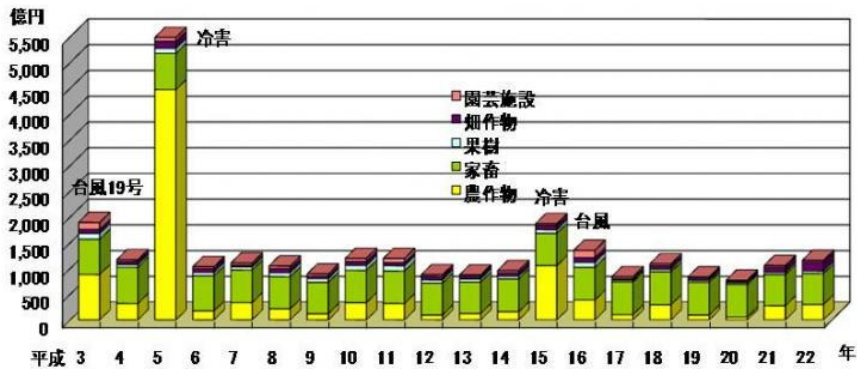
主要補償設計(互助金)

因災害使收穫量與一般年度相比，減少一定比例以上，算出補償對象的減收量，依此與農家所訂契約補償單價算出應支付的互助金。



互助金的支付狀況

共濟金的支付依自然災害的多寡而變動。平成5年大寒害時支付5487億日元(再保險金4388億日圓)，平成15年為1871億日圓(再保險金1111億日圓)等，幫助農家穩定經營。



參、參訪埼玉縣農業共濟組合連合會

本日主要行程為參訪埼玉縣農業共濟組合連合會（以下簡稱埼玉連合會），由該會總務部加藤靜男部長、事業第一部竹村哲夫部長、大木久己次長、山崎幹男課長及相關同仁等計6人共同接待，於加藤部長代表致歡迎詞後，隨即由山崎課長向本團說明日本茶葉共濟事業制度。茲就其重點摘要如下：

埼玉連合會大約位在山梨縣中央，北部山梨市接埼玉縣，南以富士河口湖與靜岡縣相接，南北較長，由5個市3個町構成。

氣候為盆地特有典型的內陸型氣候，晝夜及夏冬溫差大，降雨量每年至少1577mm以上(排名全國第43)，而日照時間卻長達2129小時(排名全國第1)，轄內海拔標高差從180m到1400m。

在這樣特殊的地理條件下，山梨縣的農地與全國相比雖然較為狹小，但果樹栽培興盛，葡萄、桃、李等的生產量為日本第一，堪稱為果樹的王國。

該連合會位在縣內最大果樹栽培地峽東地區，果樹及園藝設施栽培興盛，另

富士山南麓則是大規模經營畜產業，轄內農家 14,000 名為農業互助推展的對象。

倘農作物因天然災害、病蟲害等事故發生後，農民預期將減產時，應主動申報，嗣後於農作物收穫期由農業互助組合及農業互助組合連合會依據農林水產省訂定的損害評價要綱、實測調查要領，執行合理性公平的損害評價。

茶葉互助的種類有分為半抵銷農家單位方式，及災害收入互助方式。該縣實施的是半抵銷農家單位方式。補償內容為補償每一戶農家單位基準收穫量的 7 成，亦即減收超過基準收穫量的 3 成時(收穫量低於 7 成)，便是互助金支付的對象。

互助目的的種類依茶的品種、栽培方法等區分如下。

- 1 類 利用防霜設施作露地栽培的在來種。
- 2 類 利用防霜設施作露地栽培的在來種以外的品種。
- 3 類 不用防霜設施作露地栽培的在來種。
- 4 類 不用防霜設施作露地栽培的在來種以外的品種。
- 5 類 覆蓋栽培的在來種。
- 6 類 覆蓋栽培的在來種以外的品種。

依每一類別農家單位的方式受理損害評價，其中互助金可支付的事故種類共有 15 項，包括：凍霜害、寒害、雹害、雪害、風水害、旱害、地震、火山爆發、地面滑動、其他氣象上的原因造成的災害、火災、病害、蟲害、鳥害、獸害。

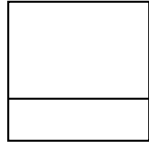
至於互助責任期間，也就是互助金支付的補償期間包括：一、互助責任期間的開始期：冬芽生長停止期。冬芽的生長停止期指該地若有施行一般的肥培管理下，一般冬芽停止生長的時期是在 11 月 30 日。二、互助責任期間的終止期到一番茶的收穫時期止。

基準收穫量的設定計算，以同一家農戶投保之不同 3 塊園地為例：

A 園地(11a)

B 園地(7a)

C 園地(8a)



基準收穫量 220kg

175kg

176kg

合計受理面積 $11a+7a+8a=26a$

每塊園地的基準收穫量 A 園地 基準單收*受理面積($200\text{kg}\cdot 11a/10a$)=220

B 園地 ($250\text{kg}\cdot 7a/10a$)=175

C 園地 ($220\text{kg}\cdot 8a/10a$)=176

X 家的總基準收穫量 $220\text{kg}+175\text{kg}+176\text{kg}=571\text{kg}$

基準收穫量的計算以每一類每一塊園地在農家單位中合起來計算。

組合訂定每塊園地基準收穫量的設定算法為：每塊園地的基準單收=樹齡別標準收量表的每單位單收*各指數的相乘值*基準收穫量的調整指數

*單收是指每 10a 的收穫量，因此算出的每塊園地的基準單收*該園地實際面積得到園地的基準收穫量。

在保費審定方面，每一類的每塊園地設定的基準收穫量在每一類中合計，設定農家單位中的基準收穫量。每一類農家單位中設定的基準收穫量的 7 成作為受理收量，該受理收量*每單位互助金額就可算出每一類農家單位中的互助金額。此共濟金額*基準互助保費率算出互助金額，互助總額*國庫負擔保費率(55%)，算出國庫負擔保費，從保費總額-國庫負擔保費=農家負擔保費。基準互助保費率改訂時每 3 年由國家公告。

肆、參訪山梨縣農業共濟組合連合會

本日行程主要參訪山梨縣山梨縣農業共濟組合連合會。山梨縣內的農業生產額 50%是果樹，葡萄、桃、李的產量為日本第一。該縣果農加入互助之人數約為 20%並不高，互助責任期間為發芽期至該發芽期所屬年產的果實收穫為止。該連合會於簡報中表示，縣內農民參與互助的意願不高及其因應對策為：

一、因為互助之制度設計複雜，容易造成農民對互助金支付的不滿。對應方法為增加半抵銷(農家單位)的受理方式，導入樹園地單位的受理方式，使互助金的計算過程容易理解。

備註：

(一)半抵銷方式(對於農家單位其互助金的算法)為：例如當農家共持有 4 園地時，為算出 4 園地合計的損害率，縱使 1 園地全損，也不是互助金的支付對象。

(二)樹園地方式(對於樹園地單位其互助金算法)為：算出每塊樹園地的損害率，如 1 園地全損時，對該園地的互助金 100%支付。

二、大規模種植的優良農家，其栽培技術好且種植多樣品種俾因應天然災害及病蟲害，已有自我的風險分散，不願意負擔大面積或多塊園地之保費。對應方法為導入樹園地單位方式，對於局部性災害也能有所因應的同時，導入危險階段的互助保費率，減低保費負擔。

三、果樹是商品性較高的作物，不適合以減收量作為補償標準，例如收穫量多價格反而下降。對應方法為導入災害收入減少之互助模式。

四、參加互助之農民須有一定面積規模之農地，由於日本農業規模逐年縮小，農家符合參加互助之基準面積者持續減少。對應方法為；因為互助責任期間相同，在加入基準面積以下的農家推動以總和短收方式辦理。

五、無事故返還互助金機制：因 3 年內無事故而無支付互助金時，有返還互助金

的機制。其計算方法為過去 3 年繳交保費之 1/3，減去過去得到的金額，即為「無事故返還互助金」(保費不含課稅金)。

六、為了防止農家間彼此損害評價與組合間的損害評價有落差或不公平的情形，故制度設計有 3 階段(組合、連合會、政府)依序複查的機制，說明如下：

(一)組合階段

損害評價由農家向組合申請受災開始，組合對於申請受災的所有樹園地進行現地勘查，稱為全部調查(悉皆調查)。

從事這項工作的是由村落中選出的損害評價員(由農民互選組成損害評價班)，全部調查有目測與實測 2 種方式，且因為本項調查是損害評價的第 1 階段，為決定互助金的最基礎資料，必須審慎進行。

全部調查結束後，組合的損害評價會委員或職員，會再對每個地區做全部調查或抽樣調查，為求確認公平性及每個評價班有同樣的勘查標準(相同的評價基準)，因此可能會作必要的修正，透過這樣的機制決定該組合轄區內農作物的減收量，並向連合會報告。

(二)連合會階段

第二階段是連合會收到各組合的報告後，對各組合巡迴調查或抽樣調查，並檢驗縣內各組合的評價是否公正。之後連合會在評價會上向農林水產省報告全縣的減收量。

(三)農林水產省階段

正式決定損害的減收量，須經由第 3 階段的農林水產省核定程序。這程序的目的是檢驗各縣評價的公正性，依農林水產省統計情報部的調查結果，推定每縣互助減收量及統計上的容許範圍，作為核定的基準。

綜上，藉此 3 階段機制，果樹互助中的損害評價，每個階段都有受到檢驗，因此可以取得公正性。

第三章、心得及建議

日本的經驗當值得我國參考，其農作物共濟事業大都以農家減收量、受害面積等作為共濟金之支付額依據，其受災理賠並不限於氣候，尚包括病蟲害、鳥獸、火災、地震等，並與該國農民申報農業所得及共同運銷之制度相結合。

一、 確立我國農作物保險模式

日本農業災害補償制度係整合日本既有的農業保險制度及家畜保險制度，其辦理農作物保險已逾 60 年歷史，期間累積之執行數據及經驗，調整各類作物之保險規範，已達非常精細之程度，惟仍有投保率不高之問題。反觀國內，因生產成本、售價、災損等相關細項資料不足，又國內農民免申報農業收入及所得課稅，參與共同運銷之量及價格不易掌握，難以直接套用日本模式，惟仍可參考其架構及規範原則，試行建立適合我國推行之保險模式。

近年來因氣候變遷造成天然災害發生頻繁，為加強農民防災風險意識，同時分散農民因天然災害導致農業經營風險，開辦農作物保險，已具急迫性。建議農業天然災害保險制度可分為 2 類同時規劃辦理：

- (一) 初期先行選定數項高經濟作物進行開辦保險試算(例如高接梨、茶或蘭花等)，並評估各種可行之保險方案(架構)及分析其利弊。
- (二) 以政府輔導有案之青年農民或小地主大佃農為對象，由於其有心務農且可能係以農業收入賴以維生，故其投保意願可能較高，且以該對象之承保範圍明確、承保之給付風險有限，可隨時機動調整精算保費。

二、 中央與地方配合經費辦理農作物保險

- (一) 現行國內救助經費全由中央負擔，近年因氣候變遷，導致災害頻仍，每年救助金不足經費由農委會預算辦理移緩濟急，以求順利完成救助，但已嚴重排擠其他農業施政及建設經費，造成農政資源錯置。未來如開辦農作物保險，建議其經費由中央與地方共同分擔。

(二)推動保險初期，可洽地方政府就其欲發展之地方重要產業試辦保險，結合農政單位各類調整產業結構之資源，中央與地方齊心推動，以收事半功倍之效。

(三)倘考量政府預算經費有限，且保險設計可能偏向福利性質，故在保單設計及精算期間，除應廣納農民之需求外，應可由預算經費之多寡推估承保範圍、保單多元性、險種及農民自付額比例。

三、整合資源培訓勘災人力

日本透過共濟組織執行農作物保險業務，政府每年均需投入大筆經費補助該等組織之人事及行政費用，透過 3 階段的審查機制達到勘災認定的公平性，農林水產省針對氣候指數型保險尚於研究中，不敢斷然實施。目前國內天然災害救助係透過公務行政體系辦理，未來開辦農作物保險，建議仍宜由該體系執行，以避免二者判定結果不一時造成爭議。惟執行人力恐有不足，建議整合國內農業技術單位資源對外辦理培訓，參訓者通過測驗並獲頒證書後，則可接受承保單位委託辦理損害鑑定工作，擴充執行人力，以應業務執行之需。



與日本農林水產省經營局保險課人員合影



埼玉縣農業共濟會館門口



山梨縣農業共濟組合會館



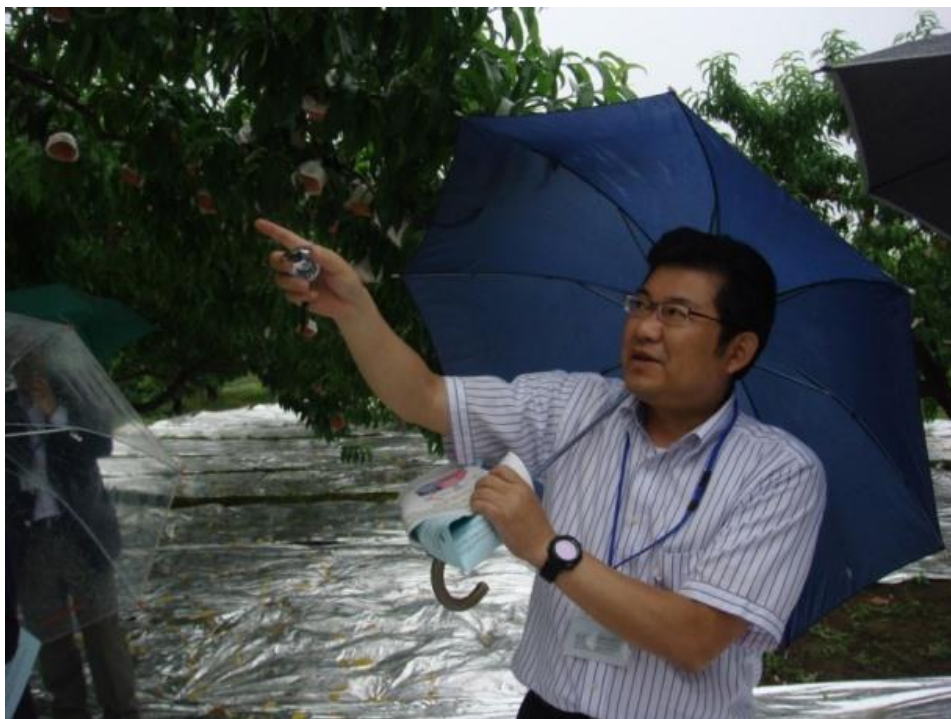
與山梨縣農業共濟組合人員漁會館前合影



山梨縣種植水蜜桃情形



山梨縣水蜜桃



共濟組合人員用計數器計算水蜜桃數量



共濟組合人員說明如何勘災認定

農業災害補償制度

制度の目的

農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。(農業災害補償法第1条)

対象となる事故

風水害、干害、冷害、霜害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。

制度の仕組み

本制度は、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払うという農業者の自主的な相互救済を基本としています。

事業の種類と対象としている農作物等

(ニーズがあり、かつ、保険の手法になじむ品目)

- 農作物共済事業 : 水稻、陸稲、麦
- 家畜共済事業 : 牛、馬、豚
- 果樹共済事業 : うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル
(指定かんきつ：はっさく、ほんかん、ネーブルオレンジ、ふんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみという。)
- 畑作物共済事業 : ばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、苜蓿
- 園芸施設共済事業 : 特定園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む。)

掛金の国庫負担

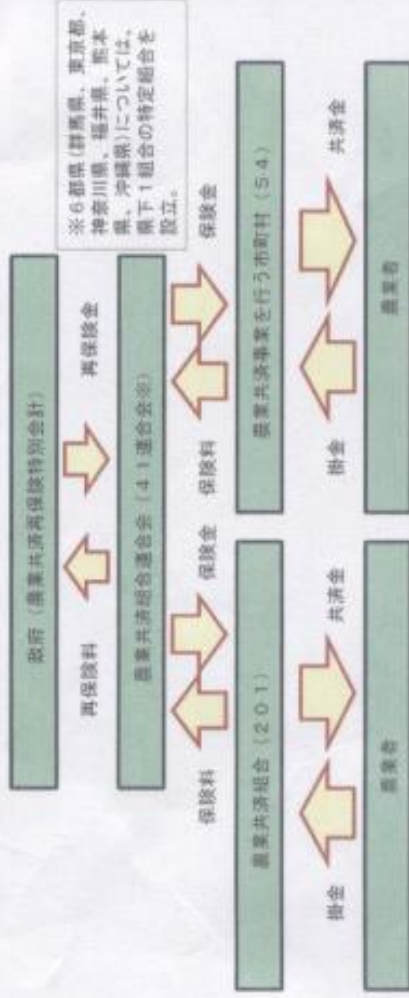
- ① 農作物の被害率は、一般の損害保険における被害率に比べ極めて高いため、掛金も高くなり、掛金の助成がないと加入できない農業者が限られてくること(水稻の面積被害率(8.2%)は、火災の出火率(0.045%)の約180倍)
- ② 保険の仕組みを用いた制度を継続的・安定的に運営するためには、より多くの農業者の加入を促して、相応の規模の保険母集団を確保する必要があります。ことから、農業者が支払う掛金の一部を国が負担しています。

掛金の国庫負担率 : 原則として50%

☆ 農作物共済(麦)は50~55%、家畜共済(豚)は40%、畑作物共済(苜蓿以外)は55%。

制度の機構

本制度は、①農業共済組合等(農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村)、②都道府県を区域とする農業共済組合連合会、③政府の3段階で運営されています。大災害に備え、農業共済組合等は、連合会の保険に付し、更に、連合会は国の再保険に付すことにより、全国的な危険分散を図っています。



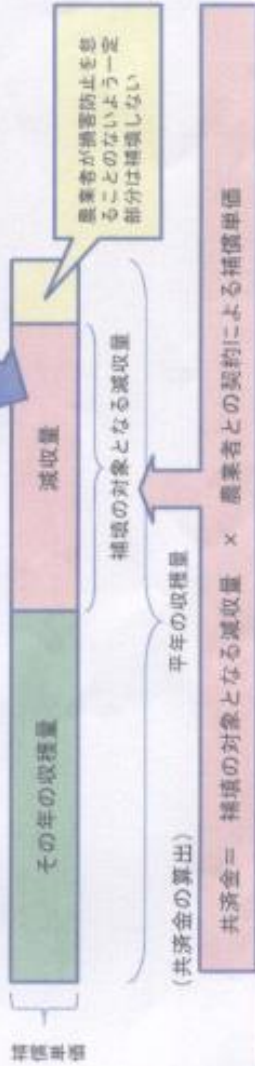
※6都県(群馬県、東京都、神奈川県、福井県、熊本県、沖縄県)については、県下1組合の特定組合を設立。

主な補填の仕組み(共済金)

災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に、補填の対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単面を乗じて算出した共済金を支払います。



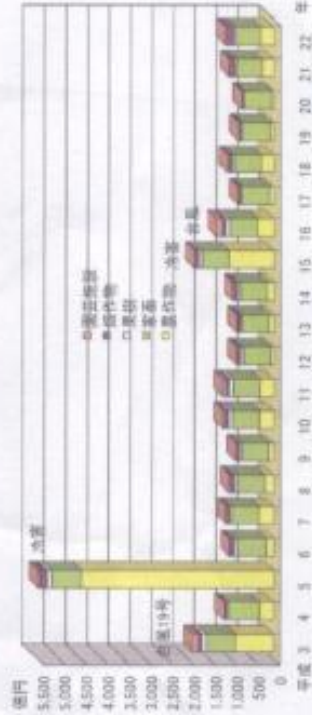
お水による風水害や冷害などの災害による減収



共済金の支払状況

共済金の支払いは、自然災害が多いか少ないかにより変動します。

平成5年の大冷害の際には、5、487億円の共済金を支払い(うち再保険金4、388億円)、平成15年は1、871億円の共済金(うち再保険金1、111億円)を支払うなど、農業者の経営安定に寄与してきました。



NOSA I 山梨中央の概況

本組合は、山梨県のほぼ中央に位置し、北の山梨市は埼玉県、南の富士河口湖町は静岡県に接しており、南北に長く、5市3町で構成されています。

気候は、盆地特有の典型的な内陸性気候で、昼夜と夏冬の気温格差が大きく、年間降水量は 1,577 ミリ（全国 43 位）と少なく、逆に日照時間は 2,129 時間（全国 1 位）と長いのが特徴です。（22 年データ）管内の標高差も海拔 180 m から 1,400m と大幅になっています。

このような地理的条件下で、山梨県は、全国に比べ農地が狭小ではありますが、果樹栽培が盛んで、ブドウ・モモ・スモモなど生産量で日本一であり、『果樹王国・山梨』と呼ばれています。

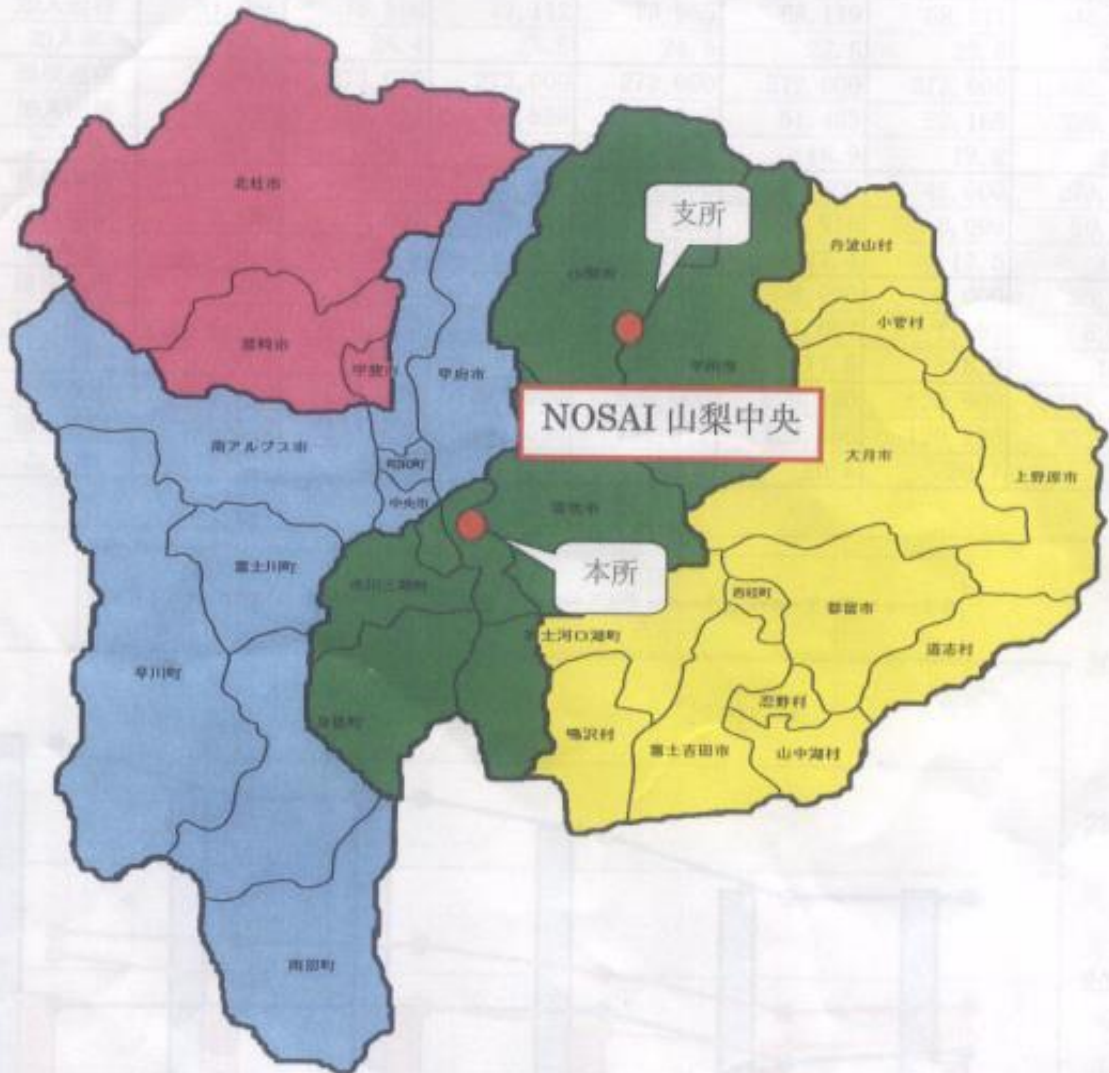
当組合は、県下で最大の果樹地帯である峡東地区があり、県内の果樹栽培面積の約 75% を占めています。併せて、果樹の園芸施設栽培も県内で一番です。他に、富士南麓にある富士ヶ嶺地区では畜産が大規模に営まれています。

管内農家、14,000 名を対象にNOSA I 事業を展開しています。

平成 25 年 6 月

山梨中央農業共済組合

NOSAI(山梨県)のエリア



NOSA I 山梨中央の組織規模

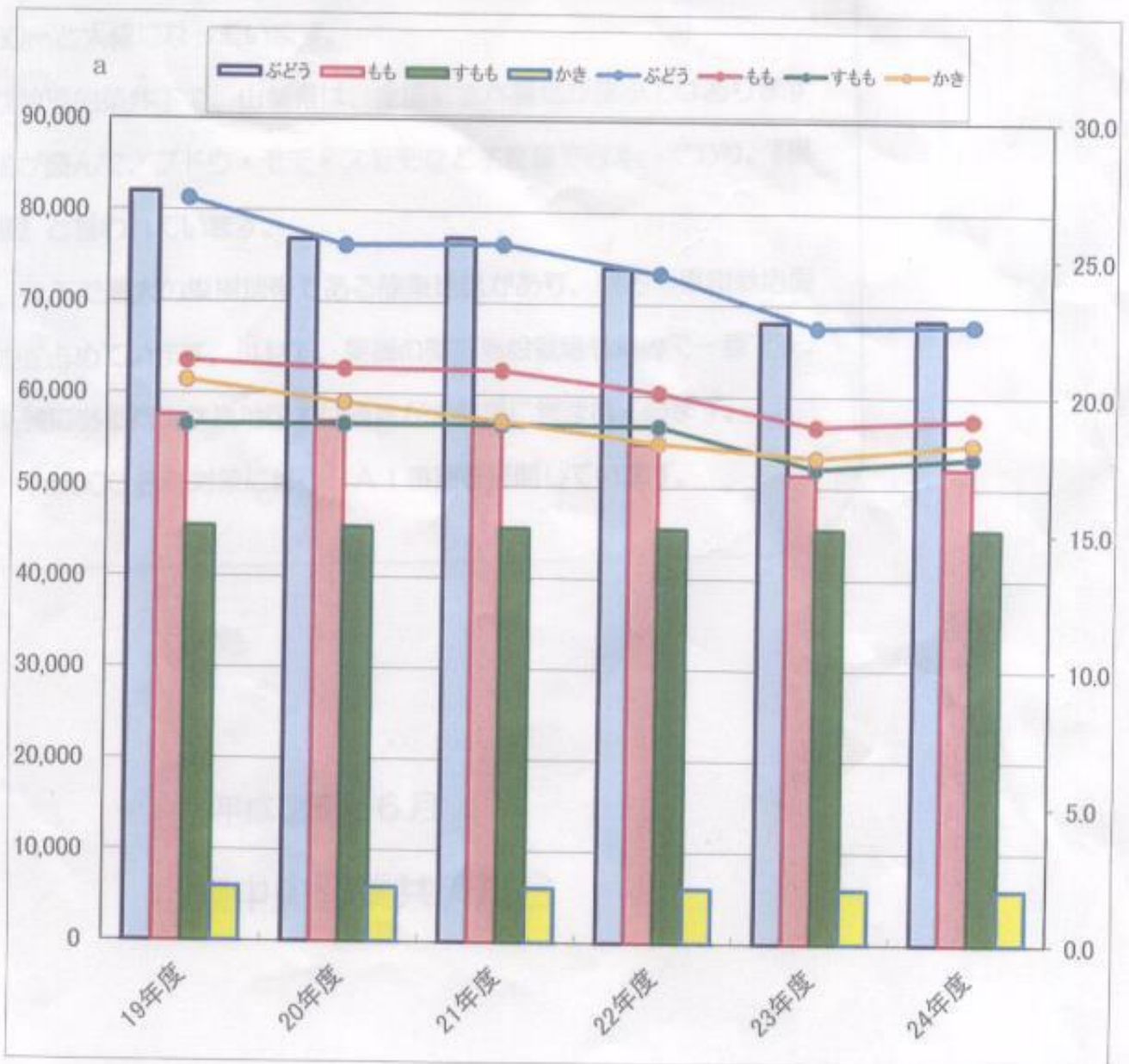
項目	人数	項目	規模等
理事	7人	総代数	128人
監事	3人	共済部長協議会	52協議会
職員	26人	支所	東山梨
組合員	8,593人	事業規模点数	171,000点
損害評価員	321人	総共済金額・制度	6,555百万円
共済部長	1,096人	建物・共済金額	997億円

データは23年度他

NOSA I 山梨中央・果樹共済の推移

単位=a、%

組合名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
ぶどう	規模面積	302,400	302,400	302,400	302,400	302,400	302,400	1,814,400
	加入面積	81,966	76,886	77,112	73,955	68,119	68,371	446,409
	加入率	27.1	25.4	25.5	24.5	22.5	22.6	24.6
もも	規模面積	272,000	272,000	272,000	272,000	272,000	272,000	1,632,000
	加入面積	57,598	56,924	56,829	54,728	51,455	52,168	329,702
	加入率	21.2	20.9	20.9	20.1	18.9	19.2	20.2
すもも	規模面積	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	273,000
	加入面積	8,587	8,600	8,611	8,599	7,915	8,090	50,402
	加入率	18.9	18.9	18.9	18.9	17.4	17.8	18.5
かき	規模面積	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,000
	加入面積	1,229	1,182	1,143	1,097	1,067	1,097	6,815
	加入率	20.5	19.7	19.1	18.3	17.8	18.3	18.9
計	規模面積	625,900	625,900	625,900	625,900	625,900	625,900	3,755,400
	加入面積	149,380	143,592	143,695	138,379	128,556	129,726	833,328
	加入率	23.9	22.9	23.0	22.1	20.5	20.7	22.2



農業災害補償制度・台湾視察団 説明会資料

- 平成25年6月21日(金)
- NOSAI山梨

(1) 山梨県農業の概況について

恵まれた立地条件・気象条件

○山梨県内の農業生産額の50%以上を果樹が占める。

○ブドウ・モモ・スモモにあつては生産量が日本一

平成23年産農業総産出額

区 分	産 出 額			
	全 国		山 梨 県	
	実 績 (億円)	構成比 (%)	実 績 (百万円)	構成比 (%)
米	18,497	22.4	7,379	8.2
麦・雑穀等	2,986	3.6	1,402	1.6
果 樹	7,430	9.0	49,221	54.6
野 菜	21,343	25.9	11,371	12.6
花 き	3,377	4.1	5,286	5.9
畜産物	25,509	30.9	12,871	14.3
その他	3,321	4.1	2,637	2.8
計	82,463		90,167	

主要3果樹の栽培面積と収穫量(平成28年産)

栽培面積

品目	全国計	1位	2位	3位	4位	5位
ぶどう	18,800 ha	山梨県 4,189 ha 22.3%	長野県 2,445 ha 13.0%	山形県 1,720 ha 9.1%	岡山県 1,230 ha 6.6%	北海道 1,120 ha 5.9%
もも	10,800 ha	山梨県 3,326 ha 30.8%	福島県 1,750 ha 16.2%	長野県 1,180 ha 10.9%	和歌山県 770 ha 7.2%	岡山県 687 ha 6.4%
すもも	3,100 ha	山梨県 357 ha 11.5%	長野県 411 ha 13.2%	和歌山県 305 ha 9.8%	山形県 241 ha 7.8%	福島県 161 ha 5.2%

収穫量

品目	全国計	1位	2位	3位	4位	5位
ぶどう	172,600 t	山梨県 42,360 t 24.6%	長野県 25,400 t 15.0%	山形県 18,000 t 10.8%	岡山県 13,700 t 7.9%	福岡県 7,990 t 4.6%
もも	110,800 t	山梨県 49,300 t 44.5%	福島県 29,000 t 26.2%	長野県 17,000 t 15.3%	和歌山県 10,500 t 9.5%	山形県 8,520 t 7.7%
すもも	22,000 t	山梨県 7,300 t 33.2%	和歌山県 3,140 t 14.3%	長野県 3,070 t 13.9%	山形県 1,350 t 6.1%	福島県 1,040 t 4.7%

(2) 果樹共済制度の概要と普及状況・普及活動について



※ 半相殺方式は、農家ごとの補償、樹園地方式は樹園地ごとの補償となります。
 ※ 一般方式は責任期間が「花芽の形成期から翌年の収穫期まで」、短縮方式は「発芽期から当年産の収穫期まで」となります。

引受方式	対象となる災害と 共済責任期間（補償期間）	山梨県における引受 実績の概要		
		平年度	被災地	
減収割合方式	一般方式	<ul style="list-style-type: none"> すべての自然災害、鳥獣害、病虫害などによる果実の減収。 共済責任期間は、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫まで。 	中央 北関東	
	短縮方式	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる災害は一般方式と同じ。 共済責任期間は、発芽期から当該発芽期の属する年の年度の果実の収穫まで。 	北関東 中央 關中	
特定危険 別方式	暴風方式	<ul style="list-style-type: none"> 最大瞬間風速20m/秒以上の暴風による果実の落果や損傷による減収。 	<ul style="list-style-type: none"> 共済責任期間は、発芽期から当該発芽期の属する年の年度の果実の収穫まで。 	全関東
	ひょう害方式	<ul style="list-style-type: none"> ひょう害による果実の減収。 		全関東
	凍霜害方式	<ul style="list-style-type: none"> 凍霜害による果実の減収。 		全関東
	暴風・ひょう害方式	<ul style="list-style-type: none"> 暴風方式とひょう害方式のセット方式。 		全関東
	暴風・ひょう・凍霜害方式	<ul style="list-style-type: none"> 暴風方式、ひょう害方式、凍霜害方式のセット方式。 		全関東

果樹共済の加入実績(平成25年産)

樹種	結果樹面積 (ha) <i>24</i>	加入面積 (ha)	加入率(%)	全国平均 加入率(%)
ぶどう	4,023	829	20.6	12.2
もも	3,274	656	20.0	18.4
すもも	860	172	20.0	16.5

※ 全樹種に対する全国平均加入率は24.4%(平成23年産)

●主要3樹種の共済組合・方式別加入面積

樹種	組合名	加入面積（a）			加入率（%）
		原簿組合方式	特定地域方式	合計	
ぶどう	山梨中央	26,078.0	42,293.0	68,371.0	22.0
	峡中・南部	11,431.4	813.8	12,245.2	16.6
	北巨摩	1,915.6	298.5	2,214.1	8.5
	計	39,425.0	43,405.3	82,830.3	20.6
もも	山梨中央	7,832.0	44,236.0	52,168.0	19.1
	峡中・南部	4,835.2	4,636.3	9,571.5	21.8
	北巨摩	161.9	3,697.3	3,859.2	37.8
	計	13,029.1	52,569.6	65,598.7	20.0
すもも	山梨中央	1,306.0	6,784.5	8,090.5	17.8
	峡中・南部	6,495.1	2,135.7	8,634.8	23.2
	北巨摩	195.1	281.3	480.4	15.0
	計	8,004.2	9,201.5	17,205.7	20.0

加入率は平成23年度農林水産統計・結果要面積に対する加入面積の割合です。

果樹共済が低加入率の理由及び対応策

① 制度が複雑で、共済金の支払いなどに不満が残りやすい

対応策：半相殺（農家単位）引受方式に加え、樹園地単位の引受方式の導入し、共済金算定の過程をわかりやすくする。

<半相殺方式（農家単位に共済金を算定）>とは・・・

・農家が4園地保有している場合、4園地の合計に対して、損害割合を算定するため、1園地が全滅となっても共済金の対象とならない。

<樹園地方式（樹園地単位に共済金を算定）>とは・・・

・樹園地ごとに損害割合を算定するため、1園地が全滅となれば、その園地に対しては100%の支払いとなる。

- ② 大規模優良農家は、技術が高く又栽培品種構成において、自ら危険分散を図って かつているため、共済金支払対象となりにくい。

対応策:「樹園地単位方式」を導入し、局地的な災害に対応できるようにするとともに、危険段階共済掛金率を導入し、掛金負担を低くする。

- ③ 果樹は商品性が高い作物であるため、収量補償がなじみにくい

対応策:災害収入共済方式の導入を検討。山梨県においては、共同出荷率が低いため、青色申告書による災害収入共済方式の導入を検討中。

- ④ 規模縮小により、特定危険方式の加入基準面積以下となった農家の継続落ち

対応策:共済責任期間が同じである、「総合短縮方式」を導入し、加入面積基準以下になった農家には「総合短縮方式」を進める。

半相殺総合一般方式 (農家単位)

責任期間	花芽の形成期～翌年の収穫期
対象とする災害	<p>すべての自然災害 火災 病虫害 鳥獣害</p>
補償金額	標準収穫金額×(40%～70%)
共済掛金	補償金額 × 共済掛金率 (過去の被害率を基礎に算定) 掛金の半額は国が負担・さらに市、JAより掛金助成あり
共済金が支払われる損害	農家ごとに基準収穫量の3割を超える減収

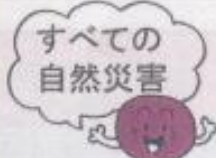



総合短縮方式 (園地単位)

責任期間	発芽期～収穫期			
対象とする災害	すべての自然災害 	火災	病虫害	鳥獣害
補償金額	標準収穫金額×(40%～60%)			
共済掛金	補償金額 × 共済掛金率 (過去の被害率を基礎に算定) 掛金の半額は国が負担・さらに市、JAより掛金助成あり			
共済金が支払われる損害	園地ごとに基準収穫量の4割を超える減収 (発芽期前の災害を原因とする減収は対象外)			

特定危険方式 (園地単位)

加入方式	暴風	ひょう害	凍霜害	2点セット (暴風 +ひょう害)	3点セット (暴風+ひょう害 +凍霜害)
責任期間	発芽期～収穫期				
対象とする災害		最大瞬間風速 20m/秒以上 又は 最大風速 13.9m/秒 以上の暴風	ひょう害 	凍霜害 	
補償金額	標準収穫金額×(40%～70%)				
共済掛金	補償金額 × 共済掛金率 (過去の被害率を基礎に算定) 掛金の半額は国が負担・さらに市、JAより掛金助成あり				
共済金が支払われる損害	園地ごとに基準収穫量の3割を超える減収				

災害収入共済方式 (農家単位)

責任期間	花芽の形成期～翌年の収穫期
対象とする災害	    <p>すべての自然災害 火災 病虫害 鳥獣害</p>
補償金額	基準生産金額×(40%～80%)
共済掛金	<p>補償金額 × 共済掛金率 (過去の被害率を基礎に算定)</p> <p>掛金の半額は国が負担・さらに市、JAより掛金助成あり</p>
共済金が支払われる損害	<p>生産金額が基準生産金額の8割未満 災害により、今年の収穫量が基準収穫量未満となる</p>

農家負担掛金等の目安
①ぶどう・デラウェア(10年生・10a)

補償割合		40%	60%	70%
補償金額		20万円	30万円	35万円
半相殺減収総合一般方式		3,300円	5,000円	5,800円
半相殺減収総合短縮方式		3,100円	4,700円	5,500円
樹園地単位総合短縮方式		2,400円	3,600円	—
樹園地単位特定危険方式	暴風方式	1,100円	1,700円	2,000円
	ひょう害方式	1,000円	1,500円	1,800円
	凍霜害方式	1,100円	1,700円	2,000円
	暴風・ひょう害方式	1,400円	2,100円	2,500円
	暴風・ひょう害・凍霜害方式	1,600円	2,400円	2,800円

②ぶどう・巨峰（10年生・10a）

補償割合		40%	60%	70%
補償金額		30万円	45万円	53万円
半相殺減収総合一般方式		5,900円	8,800円	10,400円
半相殺減収総合短縮方式		5,400円	8,100円	9,600円
樹園地単位総合短縮方式		4,200円	6,300円	—
樹園地単位特定危険方式	暴風方式	1,800円	2,700円	3,200円
	ひょう害方式	1,700円	2,500円	3,000円
	凍霜害方式	1,800円	2,700円	3,200円
	暴風・ひょう害方式	2,400円	3,600円	4,300円
	暴風・ひょう害・凍霜害方式	2,700円	4,100円	4,800円

③もも・白鳳（10年生・10a）

補償割合		40%	60%	70%
補償金額		26万円	40万円	46万円
半相殺減収総合一般方式		6,400円	9,800円	11,300円
半相殺減収総合短縮方式		5,900円	9,000円	10,400円
樹園地単位総合短縮方式		4,200円	6,400円	—
樹園地単位特定危険方式	暴風方式	1,900円	2,800円	3,300円
	ひょう害方式	1,600円	2,400円	2,800円
	凍霜害方式	1,700円	2,600円	3,000円
	暴風・ひょう害方式	2,400円	3,600円	4,200円
	暴風・ひょう害・凍霜害方式	2,800円	4,200円	4,900円

④すもも・ソルダム（15年生・10a）

補償割合		40%	60%	70%
補償金額		17万円	26万円	30万円
半相殺減収総合一般方式		16,100円	24,600円	28,400円
半相殺減収総合短縮方式		8,200円	12,500円	14,400円
樹園地単位総合短縮方式		6,300円	9,500円	—
樹園地単位特定 危険方式	暴風方式	2,000円	3,000円	3,500円
	ひょう害方式	2,800円	4,200円	4,800円
	凍霜害方式	3,400円	5,100円	5,900円
	暴風・ひょう害方式	3,700円	5,600円	6,500円
	暴風・ひょう害・ 凍霜害方式	3,900円	5,900円	6,800円

無事戻金のしくみ

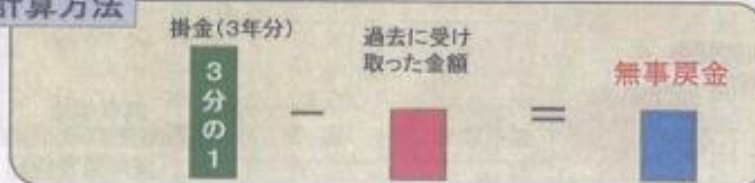
3年間無事故で
共済金の支払が無い場合、無事戻し
制度があります。

3
年
間
の
掛
金
合
計

3分の1

※掛金には賦課金が
含まれません

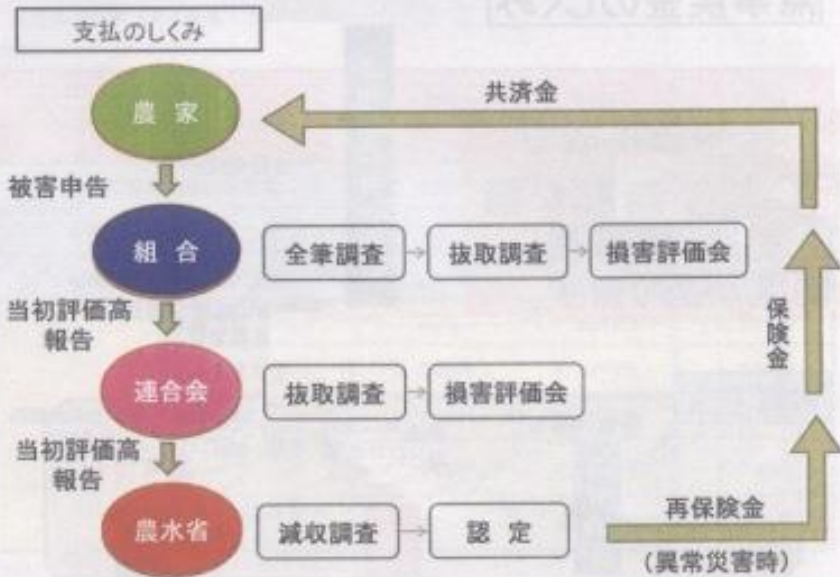
計算方法



果樹共済制度の普及活動について

組合の普及活動	実施時期	実施内容
組合	8月～10月	○加入拡大会議、普及協議会等の開催 (JA組合長、幹部、支所長、市町村等)
組合	11月～12月	①集出荷団体へのアプローチ -集出荷団体役員との協議 -集出荷団体の親会や講習会時の果樹共済説明 -集団的一括加入による引受実施 ②推進員を軸とした加入推進(各地区会議の開催) -加入申込書の配布 -継続農家の取り手とめ依頼と新規紹介 -帯同推進の依頼
組合	1月～2月	○継続落ち等のフォロー促進・新規推進
組合	11月～2月	○加入申込書の提出と内容審査 -新規加入者は現地調査と種族団の作成

(3) 果樹共済の損害評価等について



損害評価は被害農家間、組合間の不公平が生じないようにするため、大きく分けて3段階（組合・連合会・農水省）で順次チェックする仕組みになっています。

○組合段階

損害評価は、まず、農家からの被害申告から始まります。この申告を受けた組合では、申告のあった樹園地すべてについて現地調査をしますが、これが悉皆調査とよばれるものです。

この仕事をするのが各集落の中から選ばれた損害評価員で、悉皆調査は検見または実測の方法で行われます。ところで、この悉皆調査ですが、この調査は損害評価の第1段階に当たり、共済金が決定するまでの一番の基礎となるため、より適正に行われることが必要です。

この悉皆調査が終わると、組合の損害評価会の委員や職員が、悉皆調査をした損害評価班の担当した地区ごとに抜取調査をします。この目的は悉皆調査が公平で、しかも評価班ごとの評価が同じ「目」（同じ評価基準）で行われたかをチェックし、必要な修正をすためです。

こうした作業をおして、まず、その組合の減収量（当初評価高）決められ、連合会に報告されます。

○連合会段階

第2段階が連合会です。各組合から報告を受けた連合会は、各組合に行って抜取調査や見回り調査を行います。

これは、県内の各組合の評価が公正で、かつ同じ基準で行われているか（均衡がとれているか）チェックするためです。

連合会はこうした作業のあと、連合会の評価会にかけて、県の減収量（連合会当初評価高）として農林水産省に報告します

○農林水産省段階

損害が正式に決まるまでには、第3段階の農林水産省による承認（認定）という手続きがあります。

この認定という手続きの目的も、各県の評価が公正で均衡がとれているかをチェックするためです。そのため、農水省では統計情報部による調査結果から県ごとの共済減収量を推定し、そこで統計的に考えられる許容範囲を決め、それを基準に認定を行います。

このように、現在の果樹共済の損害評価は、何段階ものチェックによって、公正かつ均衡がとれたものになるよう仕組まれているわけです。

総合方式の損害評価

- ・収穫期に着果数調査、着果歩合調査、果実重調査を実施し、見込収穫量を把握する。
- ・調査票本樹、調査票本数等は「現地調査要領」による。

特定危険方式の損害評価

- ・摘果終了時に着果数調査を実施し、基準収穫量を定める。
(摘果終了時前に災害が発生した場合は、すべての災害の都度、損傷歩合調査を実施し、減収歩合を算定する)
- ・摘果終了時後・・・風害、ひょう害等対象災害が発生した都度、落果数調査、着果調整果歩合調査、着果被害果歩合調査を実施し、見込減収量を把握する。
- ・調査票本樹、調査票本数等は「現地調査要領」による。

果樹共済の共済金支払い実績



23年 風害



風害(スモモの落果):平成23年7月10日

23年 風害



風害(モモの落果):平成23年7月10日

23年 ひょう害




山梨中央.石和
市も(川中島)
雹害(8月8日)
8.7

ひょう害:平成23年8月8日

23年 凍霜害




雌しべが黒く褐変し枯死している

雨害湿潤害

開花期の天候不順により花振るいの発生

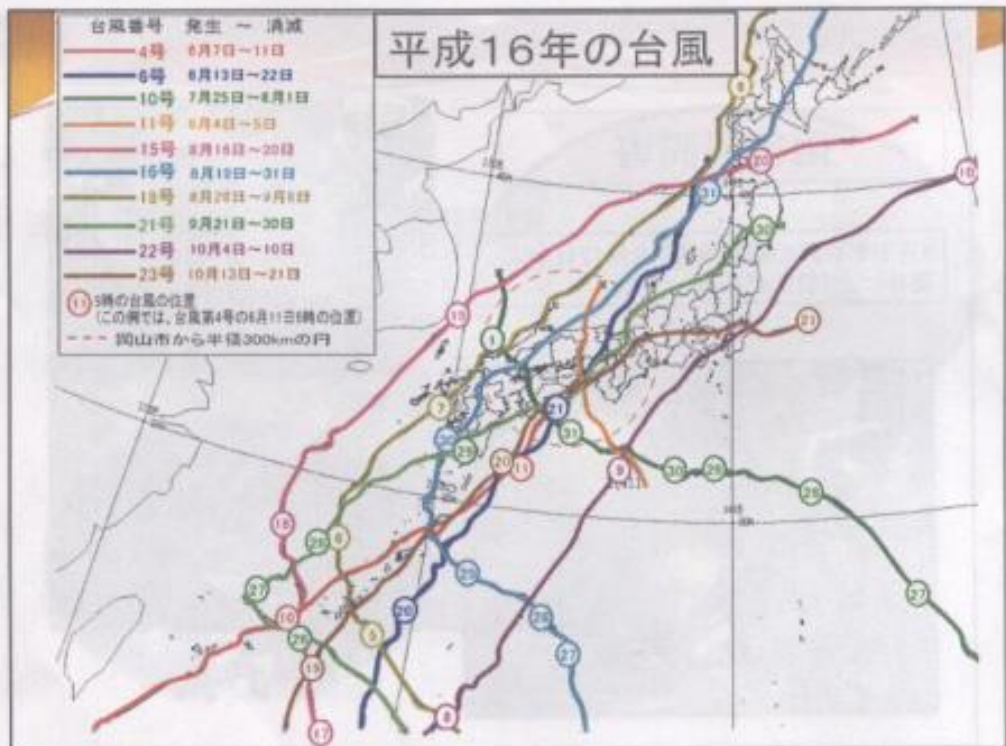


雨害湿潤害

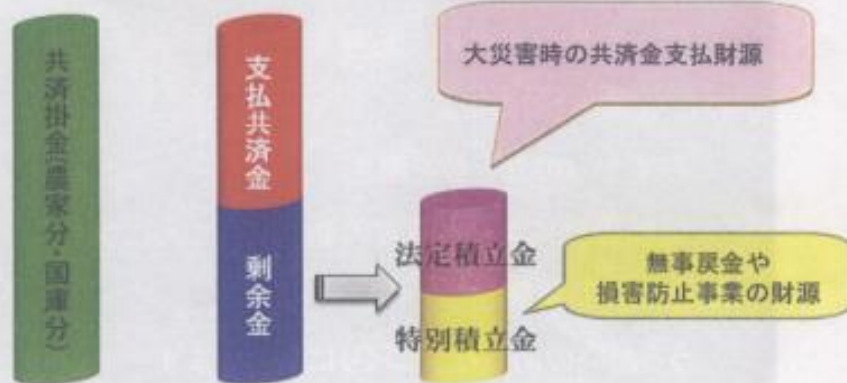
8月下旬以降の連続降雨、台風12号の大雨等により裂果が多発



22年産 ベと病



剰余金の仕組み



(4) 損害防止事業について

土壌診断



NOSAIの理念

農業は 緑 土 水 を守り

豊かな食料を供給する産業です

わたくしたちNOSAIは

みずからの知と技を磨き

信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め

日本農業の発展と

うるおいのある社会づくりに貢献します

損害を補てんし農家経営を支える

果樹共済に加入しましょう



地球温暖化や局地的な異常気象によって災害発生のリスクは年々高まっています。

すべての自然災害、病虫害、鳥獣害の災害には

**半相殺総合一般方式
樹園地単位総合短縮方式**

暴風、ひょう、凍霜害の災害には

樹園地単位特定危険方式

NOSAI 制度の概要

NOSAI 制度（農業共済制度）は、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした「共済保険」の制度です。

特に、農業はほかの産業と違い、自然条件に依存することが大きいこと、農業災害は、予期しないときに場合によってはきわめて広範囲に発生するという特性があることなどから、***国も一緒になって運営**しています。

農業災害補償法

第1条 農業災害補償は、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

*右の頁 1.2 を参照ください

加入できる品種

種類	類区分	品種名	
ぶどう	1類	デラウェア キングデラ その他の1類に属する品種	
	2類	巨峰 ビオーネ 紅伊豆 藤稔 サニールージュ ゴルビー 多摩ゆたか 安芸クイーン 甲斐路 早生甲斐路(赤嶺) ロザリオピアンコ ベリーA ネオマス その他の2類に属する品種	
		3類	甲州 その他の3類に属する品種
		4類	ハウスで栽培されているもの
	もも	1類	はなよめ ちよひめ 日川白鳳 八幡白鳳 加納岩白桃 やまなし白鳳 みさか白鳳 夢しずく その他の早生種
2類		白鳳 のと早生 あかつき 浅間白桃 嶺鳳 長沢白鳳 なつっこ その他の中生種 一宮白桃 川中島白桃(新府白桃) ゆうぞら 山一白桃 黄桃 さくら その他の晩生種	
すもも	類区分なし	大石早生 ビューティー 早生ソルダム その他の早生種 大石中生 ソルダム サンタローザ 紅りょうぜん 李王 貴陽 サマーエンジェル サマービュート 太陽 レートソルダム ケルシー その他の晩生種	
りんご	1類	つがる	
	3類	ふじ 王林	
かき	1類	富有 松本早生 その他の甘がきの品種	

果樹共済の特徴

【果樹共済】— 農家のための果樹共済

1

掛金の半額を国が負担しています。

農家と国が掛金を出し合っている保険制度です。

2

国と保険契約を結んでいます。

大災害が発生した場合は、国が共済金支払いの多くの責任を負っています。

3

市及びJAから掛金の助成があります。

※ 市・JAにより異なります。詳しくはお問い合わせください。

4

掛金の無事戻し制度があります。

果樹共済は全くの掛け捨てではありません。
3年間無事故の場合は3年間の掛金合計(賦課金を除く)の3分の1を
お返ししています。

※ 大災害が発生した時は積立金を共済金の支払いに充当しますので、
無事戻しができないことがあります。

5

掛金は、全額必要経費として控除されます。

税金申告の際、果樹共済掛金は全額必要経費として控除されます。



果樹共済のメニュー【収穫共済】

災害による果実の減収を補てんする保険です。

半相殺総合一般方式・樹園地単位総合短縮方式・樹園地単位特定危険方式を用意しました。

半相殺総合一般方式

“守備範囲が広く果樹共済の基本方式です”

<対象となる災害>・・・すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・火災・地震

<補償の単位>・・・農家ごと、類ごとの補償です。品種・園地ごとの補償ではありません

<補償期間>・・・花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫期（翌年の収穫期）まで

<加入資格>・・・ぶどう・もも・すもも・かきの栽培者で類単位で5a以上の栽培者

<共済金の支払い>・・・基準収穫量の3割を超える減収から

樹園地単位総合短縮方式

“園地単位補償の基本方式で冬場の災害を除いた方式です”

掛金が若干お安くなっております。

<対象となる災害>・・・気象災害(冬場の害を除く)・病虫害・鳥獣害・火災・地震

<補償の単位>・・・園地ごと、類ごとの補償です。

<補償期間>・・・発芽期から当該発芽期の属する年産の果実の収穫期まで

<加入資格>・・・ぶどう・もも・すもも・かきの栽培者で類単位で5a以上の栽培者

<共済金の支払い>・・・基準収穫量の4割を超える減収から

樹園地単位特定危険方式

“園地単位の保険です”

‘まさか!!’の自然災害に備えてください。

<対象となる災害>・・・暴風害、ひょう害、凍霜害

<加入できる方式>・・・5つの方式からお選びいただきます

①暴風害 ②ひょう害 ③凍霜害

④暴風・ひょう害 ⑤暴風・ひょう・凍霜害

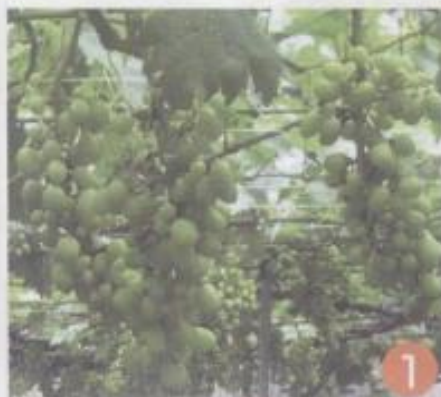
<補償の単位>・・・園地、類ごとの補償です

<補償期間>・・・発芽期から当該発芽期の属する年産の
果実の収穫期まで

<加入資格>・・・ぶどう・もも・りんごは20a以上、
(類ごとに5a以上の栽培者)
すももは10a以上の栽培者

<共済金の支払い>・・・基準収穫量の3割を超える減収から

- 加入に際して…
- ▷栽培している園地を一括で加入することが前提となっています。
特定の園地のみ加入することはできません。
 - ▷掛金が多くなりすぎて、全部入れない・・・という方に
付保割合(保険にかける割合)の選択で掛金負担を軽くすることができます。
 - ▷その他、加入特典もあります。詳しくはお問い合わせください。



1



2



3

【写真】①結実不良のぶどう(県下全域/平成20年) ②強風で折れたももの木(峡東地域/平成18年)

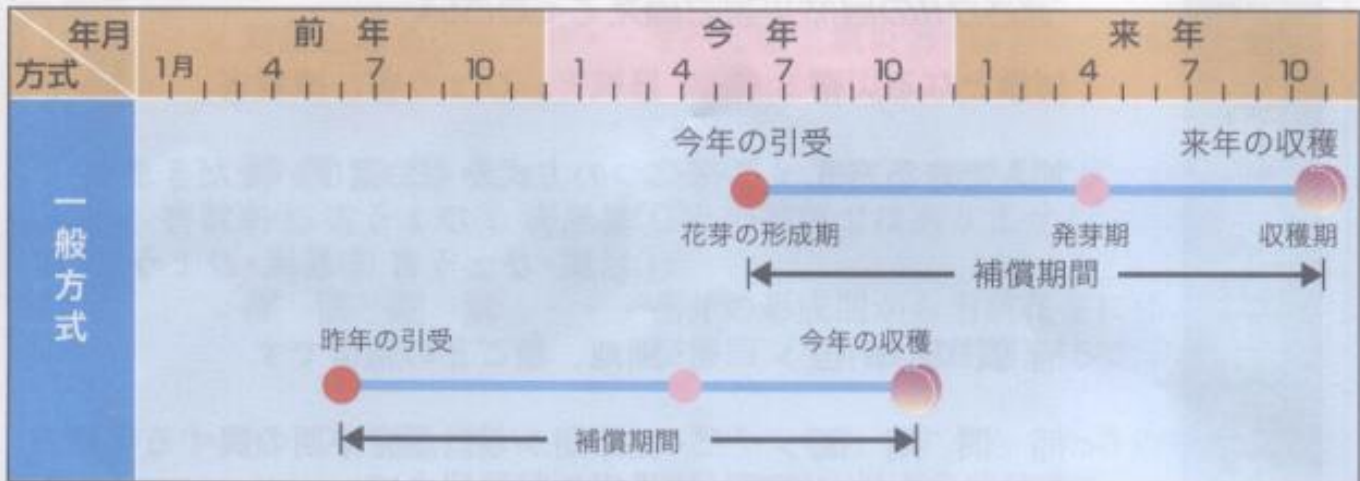
③強風で大量に落果したすもも(峡東地域/平成18年)

補償の方法 (方式別による比較)

責任期間の違いについて

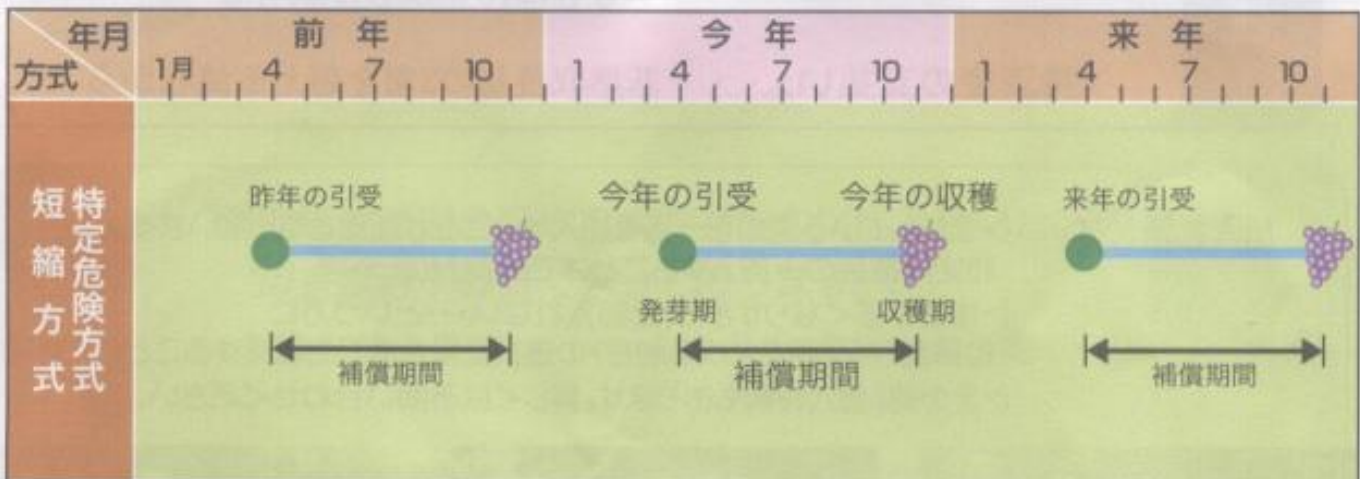
半相殺総合一般方式の場合

花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫期（翌年の収穫期）まで



樹園地単位総合短縮方式、樹園地単位特定危険方式の場合

発芽期から当該発芽期に属する年産の果実の収穫期まで



補償範囲の違いについて

特定危険方式については、暴風害、ひょう害、凍霜害のみが対象となります

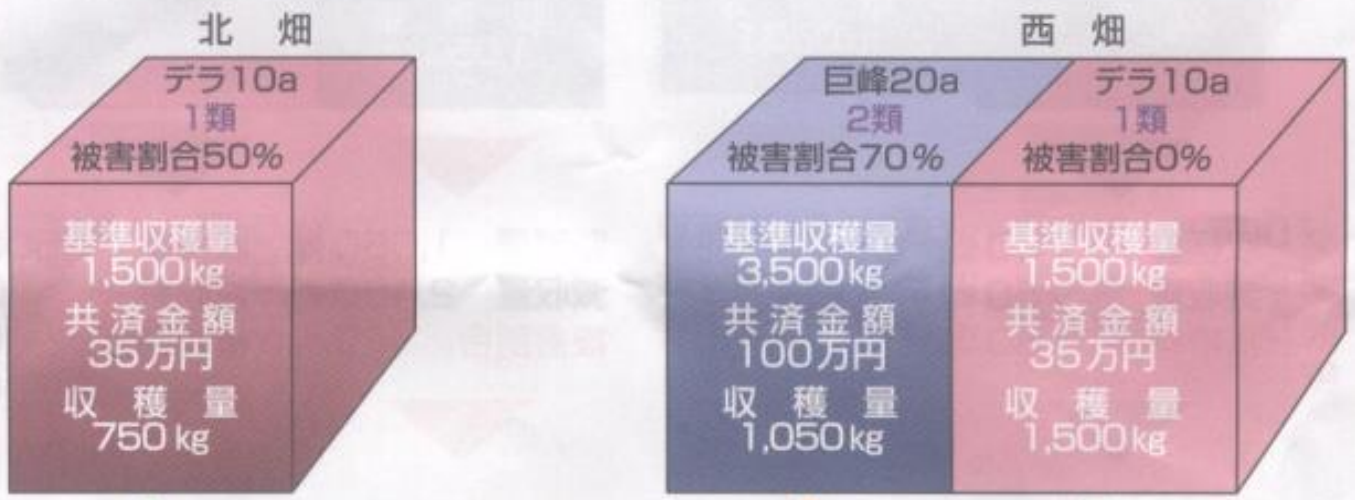


共済金の支払われ方について①

例：農家Aはデラウェア、巨峰を栽培している場合
 (付保割合は最高補償額を選択して加入)



半相殺総合一般方式では…



類合計

1 類の補償

収穫量 2,250 kg
 減収量 750 kg
 被害割合 25%

1 類の被害に対して
 支払共済金 0 円
 (共済金額 70 万円 × 支払割合 0%)

類合計

2 類の補償

収穫量 1,050 kg
 減収量 2,450 kg
 被害割合 70%

2 類の被害に対して
 支払共済金 570,000 円
 (共済金額 100 万円 × 支払割合 57%)

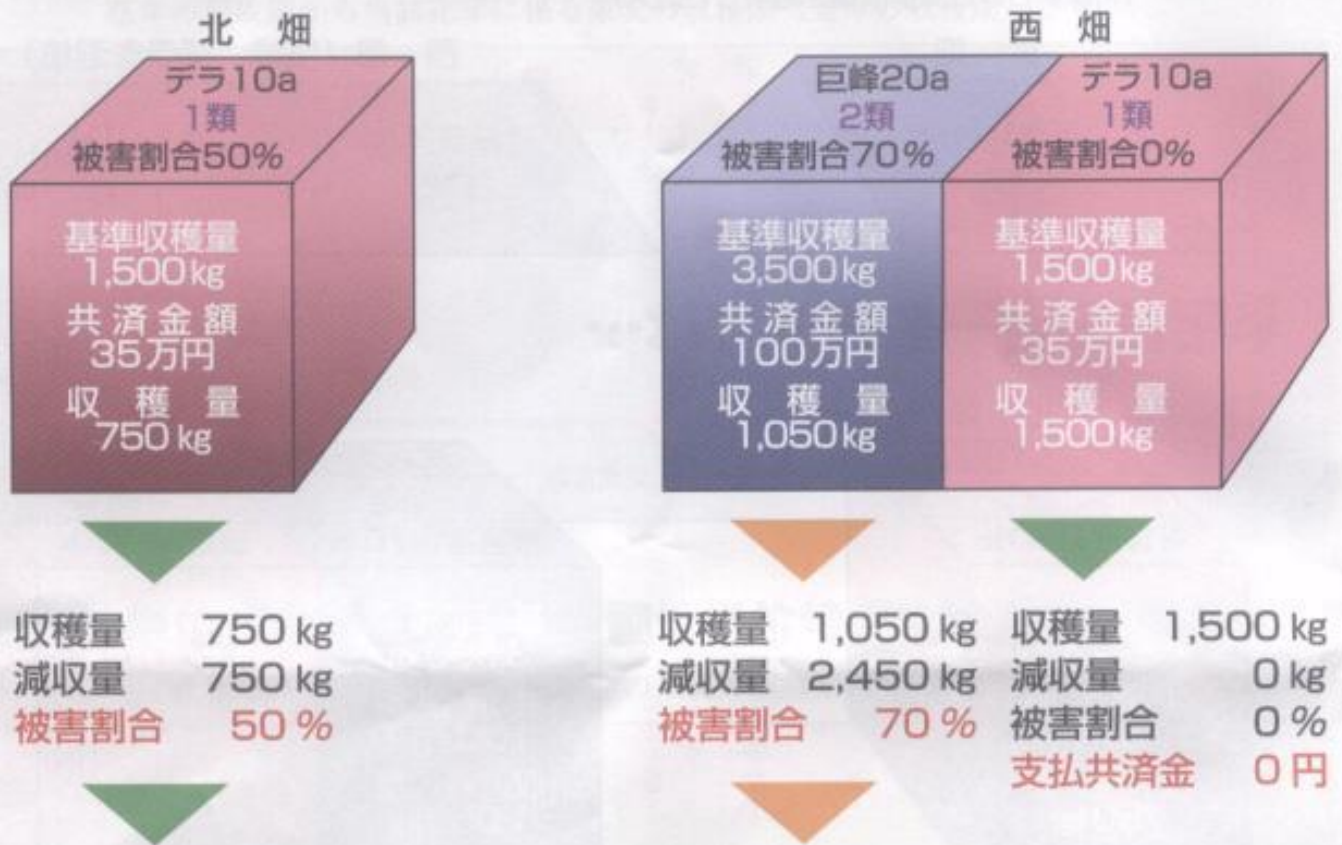
■被害割合と支払割合 (表の見方：被害割合 50%で 29%の支払い)

										%
被害割合	31	35	40	50	60	70	80	90	100	
支払割合	1	7	14	29	43	57	71	86	100	

補償の方法 方式別による比較

共済金の支払われ方について②

樹園地単位特定危険方式では…



北畑の1類の被害に対して
支払共済金 101,500円
 (共済金額 35万円 × 支払割合 29%)

西畑の2類の被害に対して
支払共済金 570,000円
 (共済金額 100万円 × 支払割合 57%)

■被害割合と支払割合 (表の見方: 被害割合 50%で 29%の支払い)

	%								
被害割合	31	35	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	1	7	14	29	43	57	71	86	100

共済金額とは、100%被害時の補償金額(最高補償額)です。

共済金額



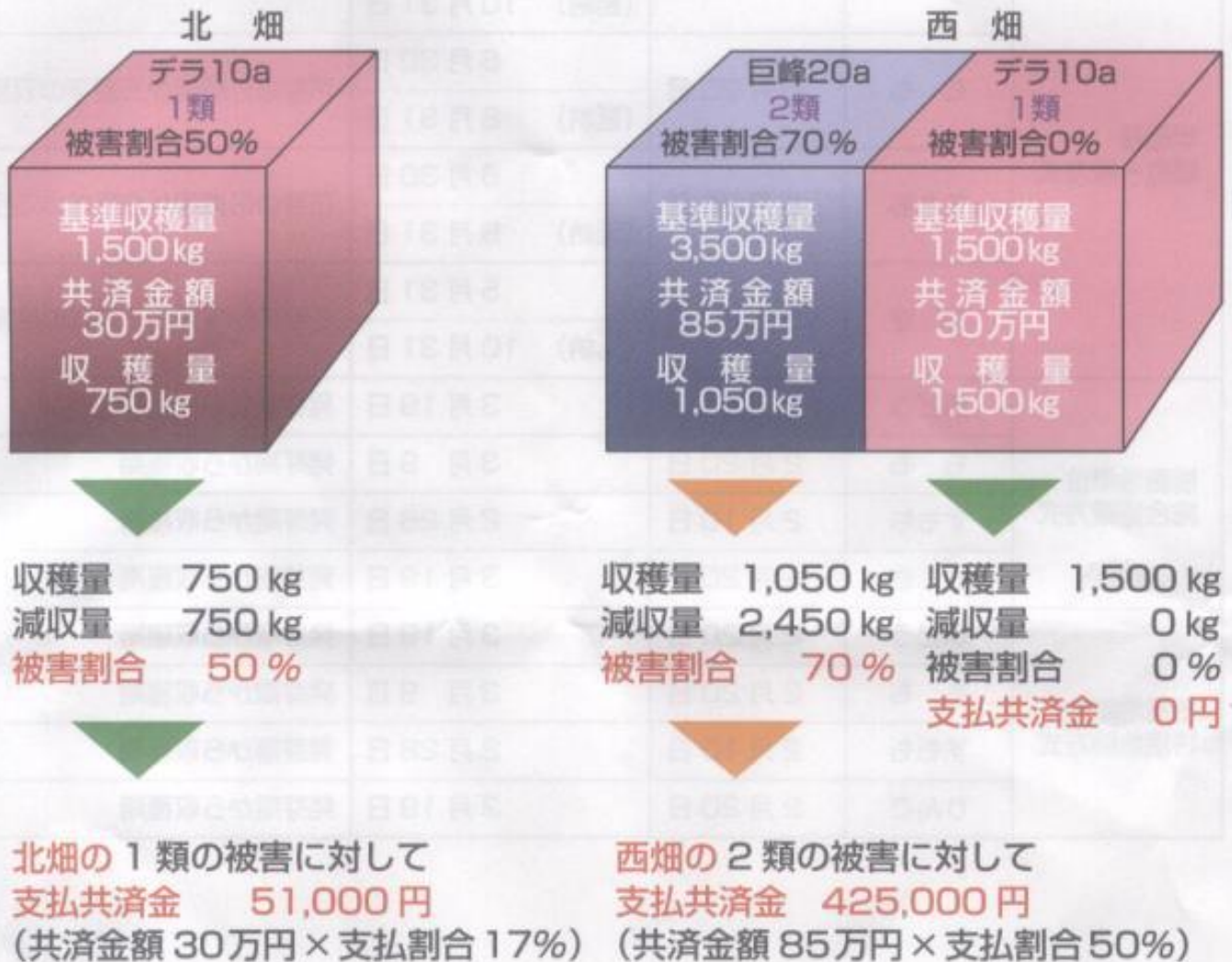
(標準収穫量 × 1kgの単価) × 付保割合

付保割合は 40~70%の範囲で選択できます。

※総合一般方式は 70%、総合短縮方法は 60%のみ

共済金の支払われ方について③

樹園地単位総合短縮方式では…



■被害割合と支払割合 (表の見方: 被害割合 50%で 17%の支払い) %

被害割合	41	45	50	60	70	75	80	90	100
支払割合	2	8	17	33	50	58	67	83	100

加入方式の違い、また災害の種類や園地の被害程度によって、いろいろな状況が考えられます。例を参考にお考えに合った方式をお選びいただき、ご加入ください。

加入申込期日・掛金納入期日・責任期間表

方式	樹種	加入申込期限	掛金払込期限	責任期間（補償期間）
半相殺 総合一般方式	ぶどう	5月20日	5月31日	花芽の形成期から翌年の収穫期
			(延納) 10月31日	
	もも	6月20日	6月30日	花芽の形成期から翌年の収穫期
			(延納) 8月31日	
すもも	6月20日	6月30日	花芽の形成期から翌年の収穫期	
		(延納) 8月31日		
かき	5月20日	5月31日	花芽の形成期から翌年の収穫期	
		(延納) 10月31日		
樹園地単位 総合短縮方式	ぶどう	2月20日	3月19日	発芽期から収穫期
	もも	2月20日	3月9日	発芽期から収穫期
	すもも	2月10日	2月28日	発芽期から収穫期
	かき	2月20日	3月19日	発芽期から収穫期
樹園地単位 特定危険方式	ぶどう	2月20日	3月19日	発芽期から収穫期
	もも	2月20日	3月9日	発芽期から収穫期
	すもも	2月10日	2月28日	発芽期から収穫期
	りんご	2月20日	3月19日	発芽期から収穫期



安心のネットワーク

NOSAI山梨中央

山梨中央農業共済組合

本 所 〒400-1501 甲府市上曾根町3206-2
TEL(055)266-4411 FAX(055)266-5542

東山梨支所 〒405-0003 山梨市下井尻193
TEL(0553)22-5056 FAX(0553)22-0930